

行財政改革大綱後期実施計画

実施事項名	タウンミーティングの実施、パブリックコメント制度の推進			重点項目番号	1・3				
現状、問題点、必要性 (なぜやるのか)	【現状】 市政への市民参加の担保及び市の責務である説明責任を果たすための手法について、自治基本条例の解釈と運用の統一検討と同時に市民と研究を行っている。 【問題点、必要性】 タウンミーティングやパブリックコメントの手法については、どんな場合に実施するかどの段階で実施するか等について判断が一樣でないため基準を分かりやすく示す必要がある。 【現状の客観的な説明】 市政における市民参画の手法としてタウンミーティングやパブリックコメントを実施することが規定されているが、自治基本条例だけでなく、行政手続法でも意見公募手続が制度化された。			番号	1-⑤・3-③				
				担当課(執行する課)	企画振興部広聴広報課				
				責任者名(執行責任者)	広聴広報課長 植田美由喜				
				担当課電話番号	22-9636				
対象等(なにが、だれが)	市民の意見反映や提出の方法			財政効果額(千円) (いくら削減されるのか、いくら収入増となるのか)	【金額】				
成果(対象がどうなるのか)	諸手続の実施基準が明確になる。				【算定根拠】 ※本事業による直接の効果額は算定できない。				
実施する内容・目標数値 (対象を成果の状態にするために、何を、いつまでに、どのようにやるのか)	【実施内容】 タウンミーティング実施基準、パブリックコメント手続条例を策定し、周知を図る。 【目標数値】 《最終目標》市民参画の手続きに係る基準や条例を整備し、周知する。 《平成20年度の目標》タウンミーティング実施基準の策定、パブリックコメント手続条例の制定をする。 《平成21年度の目標》策定した基準や条例を周知する。 【目標の客観的な説明】 行政手続法、自治基本条例、行財政改革大綱において市民参画の諸手続を担保しており、その実施基準を明確にすることとなる。			特記事項	※タウンミーティング…行政と市民による意見交換を目的として開催される対話集會のこと ※パブリックコメント…行政が政策の立案等を行う際、住民や事業者等の多様な意見・情報・専門知識を行政機関が把握する機会を設け、行政の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として実施。行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。				
目標を達成するための活動指標(全体目標を達成するために個別に実施する項目) (何をどれだけやるのか)	活動指標名	目標値	定義・算定式	行程表(いつまでにやるのか)					
				平成20年度		平成21年度		平成22年度	
				4月	10月	4月	10月	4月	10月
	自治基本条例推進研究会及び市民と研究		自治基本条例の解釈と運用の統一検討と同時に実施市民と研究を行う。	←→					
	タウンミーティングの実施基準の策定				←→				
	パブリックコメント手続条例の制定				←→				
	各課に周知する。 実施状況を把握し、推進を図る。					←→			